

県本部各課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年
宮本規第2604号					
令和5年9月26日					
宮城県警察本部長					

交通安全施設の管理等に関する事務処理要綱の一部改正について（通達）
交通安全施設の管理等に関する事務の取扱いについては、「交通安全施設の管理等に関する事務処理要綱の改正について（通達）」（平成30年3月27日付け宮本規第813号）により運用してきたところであるが、別添のとおり交通安全施設の管理等に関する事務処理要綱の一部を改正したので、事務処理上誤りのないようにされたい。
なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 管理体制を見直し、名称の変更等を行った。
- (2) 点検の項目に意思決定を加えるとともに、交通安全施設の点検名称を削除した。
- (3) 文言の整理を行った。

2 施行期日

令和5年10月1日

交通安全施設の管理等に関する事務処理要綱

1 趣旨

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により、宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う交通規制並びに法第5条第1項及び第114条の3の規定に基づく宮城県道路交通規則（平成13年宮城県公安委員会規則第1号。以下「県規則」という。）第4条及び第53条の規定により警察署長及び宮城県警察高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が行う交通規制の意思決定上申等並びに交通信号機、道路標識及び道路標示（以下「交通安全施設」と総称する。）の維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 管理体制

(1) 総括管理者

警察本部に総括管理者を置き、交通規制課長をもって充てる。

総括管理者は、交通安全施設の維持管理等について総括的な責任を負う。

(2) 総括管理補助者

交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に総括管理補助者を置き、交通規制課課長補佐（交通規制担当及び安全施設担当）をもって充てる。

総括管理補助者は、総括管理者を補助し、交通安全施設の維持管理等に努めるとともに、管理補助者等との連絡調整に当たるものとする。

(3) 管理責任者

警察署及び宮城県警察高速道路交通警察隊（以下「警察署等」という。）に管理責任者を置き、警察署長等をもって充てる。

管理責任者は、管轄する区域、道路の区間又は場所の交通安全施設の維持管理等について責任を負う。

(4) 管理補助者

警察署等に管理補助者を置き、交通課長及び隊長補佐（企画担当）をもって充てる。

管理補助者は、管理責任者を補助するとともに、管轄する区域、道路の区間又は場所の交通安全施設の適切な管理等に関する事務を行う。

3 交通規制の意思決定上申等

(1) 交通安全施設の整備に当たっては、当該交通規制に関する公安委員会の意思決定が必要となることから、管理責任者は、管轄する区域、道路の区間又は場所を調査した結果、交通安全施設の新設、更新又は撤去が必要と認めた場合は、一時的な交通規制の実施又は解除を含め、法第4条第1項の規定による交通規制の新規実施、改正又は廃止の意思決定を、総括管理者を経由して公安委員会に上申すること。

(2) 警察署の管理責任者は、法第5条第1項の規定に基づく県規則第4条の規定による交通規制を実施する必要を認めた場合は、交通規制を実施する区域、道路の区間又は場所について調査の上、総括管理者と協議等を行うこと。

- (3) 宮城県警察高速道路交通警察隊の管理責任者は、法第5条第1項及び第114条の3の規定に基づく県規則第4条及び第53条の規定による交通規制を実施する必要を認めた場合は、道路の区間又は場所について調査の上、宮城県警察高速道路交通警察隊の運営に関する訓令（平成22年宮城県警察本部訓令第6号）の定めるところにより行うこと。
 - (4) 総括管理者は、前記(1)の規定による上申又は前記(2)の協議等を受けたときは、必要な審査、指導等を行うこと。
- 4 交通安全施設の工事等
管理責任者は、前記3-(1)の規定による上申に基づく意思決定後、交通安全施設の新設、改良又は撤去を行うこと。
- 5 点検の実施等
 - (1) 交通規制の意思決定の点検
管理責任者は、管轄する区域、道路の区間又は場所になされた交通規制の意思決定について、随時点検を実施し、内容の変更を認めた場合は、必要な調査を行った上で、前記3-(1)と同様に総括管理者を経由して公安委員会に上申すること。
 - (2) 交通安全施設の点検
 - ア 管理責任者は、管轄する区域、道路の区間又は場所に設置された交通安全施設の視認性、外観及び運用状況等について、所属の警察官等に対し、日常の警察活動を通じて、点検を実施させるものとする。
 - イ 管理責任者は、前記アの点検のほか、交通事故等により交通安全施設に破損、故障等の障害が生じた場合、風水害、地震等の災害発生時に交通安全施設に破損、故障等が発生した場合その他総括管理者又は管理責任者が必要と認めた場合は、特別点検を実施させるものとする。
 - ウ 前記ア及びイに規定する点検のほか、点検業務の受託者が行う点検により異常が認められた旨の報告があった場合は、管理補助者を経て管理責任者に報告を行うこと。
報告を受けた管理責任者は、所属の警察官等に対し現場確認を実施させること。
 - (3) 点検結果の報告
 - ア 前記(2)-ア若しくはイに規定する点検又はウに規定する現場確認の結果は、管理補助者を経て、管理責任者に対し速やかに報告すること。
 - イ 管理責任者は、前記アの規定により報告を受けた点検結果について、総括管理者に速やかに報告すること。
- 6 管理責任者が措置する事項
 - (1) 総括管理者が措置する事項
交通信号機又は可変標識、灯火標識等の大型道路標識の不備、損壊等を認知した場合には、復旧工事を行うほか、管理責任者に対して必要な対応を指示すること。
 - (2) 管理責任者が措置する事項
 - ア 次の場合には、総括管理者を経由して報告すること。

- (ア) 交通安全施設の維持管理上の不備に起因する事故が発生した場合
 - (イ) 交通安全施設を損壊した事故が発生した場合
 - (ウ) 道路工事等により交通安全施設の撤去又は移転が必要な場合
- イ 交通安全施設の異常を認知した場合には、直ちに所属の警察官等を派遣するとともに、復旧のために必要な措置を講ずること。
- ウ 新たに交通規制を実施、改正又は廃止した場合は、意思決定の内容と一致する交通安全施設が設置又は撤去されているか確認を行うこと。
- エ 前記5の点検を通じて、破損、故障、損壊等のおそれを認知した場合は、速やかに復旧のために必要な措置を講ずること。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、交通安全施設の維持管理等に関し必要な細部事項は、交通部長が別に定める。